

令和3年5月26日

保護者の皆さまへ

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苺弘美
(公印省略)

緊急事態宣言に伴う学校における対応について

平素より本市の教育活動にご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。
このたび、沖縄県は、緊急事態宣言を発出いたしました。

緊急事態宣言の期間(5月23日～6月20日)における学校教育活動を以下のとおりといたします。

つきましては、引き続き、感染防止対策の徹底を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況により変更される場合があることを申し添えます。

記

1 登校方法

- ・通常登校とする

2 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・換気は2方向の窓を休み時間ごとに、数分間程度全開するなどこまめに行います。
- ・児童生徒の間隔を、1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう配席します。
- ・マスクの着用を徹底します。
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置、会話の際にはマスクの着用を徹底します。

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温、健康観察の徹底をお願いします。
- ・発熱、咳、だるさなど風邪症状がある場合は「出席停止」とし、かかりつけ医や医療機関を受診してください。(同居家族や身近な方に風邪症状が見られる場合も同様とします)
- ・登校再開は、医師の指示に従ってください。どうしても受診ができなかった場合は、症状消失から72時間以上経過していることとします。

3 教育活動

- ・長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、近距離で活動する運動、実験・観察、共同制作など、感染リスクが高い教育活動は行いません

4 部活動

- ・原則禁止します。
ただし、8月末までに開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、一日90分以内、休日は2時間以内を厳守し、感染症対策を徹底のしたうえで、練習を実施します。

5 その他

- ・感染の不安・心配の理由がある場合、欠席とはなりません。学校に連絡をお願いします。
- ・休日や放課後の不要不急の外出は控え、うがい・手洗いを励行してください。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- ・学童クラブや学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、行き帰りには、マスクの着用を徹底させてください。
- ・学童クラブや学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しないようにしてください。